

○推奨される活用方法（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針第3．1版より抜粋）

| 検査の対象者 | | 核酸検出検査 | | | 抗原検査（定量） | | | 抗原検査（定性） | | |
|-------------------|------------|--|--------|--------|--|--------|--------|---|--------|-------|
| | | 鼻咽頭 | 鼻腔 | 唾液 | 鼻咽頭 | 鼻腔* | 唾液 | 鼻咽頭 | 鼻腔 | 唾液 |
| 有症状者 (症状消退者含む) | 発症から9日目以内 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ×(※1) |
| | 発症から10日目以降 | ○ | ○ | — (※3) | ○ | ○ | — (※3) | △(※2) | △(※2) | ×(※1) |
| 無症状者 | | ○ | — (※3) | ○ | ○ | — (※3) | ○ | — (※4) | — (※4) | ×(※1) |
| 想定される主な活用場面 | | <ul style="list-style-type: none"> 検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生検査所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など、幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。 現状では対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効。 | | |

※1：有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。

※2：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。（△）

※3：推奨されない。（—）

※4：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。

○検体採取の方法（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針第3．1版より抜粋・改変）

| 検体種 | 医療従事者による採取 | 医療従事者の管理下での自己採取 | 検体採取の注意点を理解した施設等職員の管理下での自己採取 |
|------|------------|-----------------|------------------------------|
| 鼻咽頭 | ○ | × | × |
| 鼻腔 | ○ | ○ | × |
| 唾液※5 | ○ | ○ | ○※6 |

※5：抗原定性検査での使用は推奨されない。

※6：施設等で無症状者に幅広く実施する場合のみ可能。